

議案第二十号

港区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例
右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第一項及び第二項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「食品衛生検査施設」とは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十九条第二項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験（以下「試験」という。）に関する事務を行わせるために設置された同条第三項に規定する食品衛生検査施設をいう。

（港区における食品衛生検査施設）

第三条 食品衛生検査施設は、港区みなと保健所に設置する。

（設備に関する基準）

第四条 食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室及び事務室を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の試験のために必要な機械及び器具を備えること。

（職員の配置に関する基準）

第五条 食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準は、試験のために必要な職員を置くこととする。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百七号）の施行による食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部改正に伴う

条例制定権限の拡大により、みなと保健所に設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。